

まちなか新規出店促進保証料補給金

和歌山市中小企業融資制度のうち、「まちなか枠」を利用された方を対象に
信用保証料の2分の1相当額(上限30万円)を補給します。

★「まちなか枠」対象は、和歌山市中小企業融資制度一覧表(下記抜粋)の各融資対象条件を満たす方で、まちなか(下記地図の青色部分)に事業所を新設される方

	普通事業資金	小口応援資金	起業家支援資金
融資対象	中小企業者	小規模企業者 (従業員20人以下、商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)の場合は5人以下)	①事業を営んでいない個人で1か月以内に創業する具体的な計画を有する方 ②事業を営んでいない個人で2か月以内に会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ③既存の会社で事業を継続しつつ新たな会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ④事業を開始した以後の期間が5年未満の個人 ⑤設立の日以後の期間が5年未満の会社(既存の会社が事業を継続しつつ設立したものを含む)
貸付限度	8,000万円以内	2,000万円以内	3,500万円以内
資金使途	運転資金、設備資金、返済資金		運転資金、設備資金
貸付期間	運転資金:7年以内 設備資金・返済資金:10年以内	運転資金・返済資金:7年以内 設備資金:10年以内 (据置1年以内可)	10年以内 (据置1年以内可)
返済方法	均等分割返済		
保証人	信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による		
利率	年1.9%以内	年1.0%以内	年1.0%以内
保証料	0.45%~1.90%以内【責任共有】	0.50%~2.20%【責任共有対象外】	1.00%【責任共有対象外】
担保	信用保証協会所定の条件による		不要

※金融機関、保証協会による金融審査がありますので、無条件に融資が受けられるというわけではありません。



お問合せ先 和歌山市 商工振興課 TEL:073-435-1233

●お申込みから補給金交付までの流れ

1 融資実行

取扱金融機関から融資が実行されます。

2 保証料補給金の交付申請及び請求

融資実行確認後、市から案内書類を送付しますので、下記の書類を提出してください。

- ①補助金等交付申請書
- ②補助金等交付請求書
- ③保証料受領証明申請書
- ④信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写し
- ⑤口座振替申出書

3 保証料の受領証明

市から和歌山県信用保証協会に保証料の受領証明を依頼します。

4 保証料補給金の交付決定及び確定通知

提出書類の審査及び保証料の受領証明の確認後、市から保証料補給金交付決定及び確定通知書を送付します。

5 保証料補給金の交付

口座振替申出書にご記入いただいた振込口座あて市から補給金を交付します。

以下のことにご注意ください！

- ①同一年度(4月～3月)につき補給を受けられるのは1回限りとなります。また、補給金の交付は予算の範囲内で行いますので、予算額に達し次第、交付申請を締切させていただきます。
- ②交付申請は融資実行の後となるため、金融機関への融資申込の時点で予算額に達していなくても、申請できない場合があります。
- ③補給金の交付を受けた方が、借入期間を繰り上げて1年以内に償還し、信用保証協会から信用保証料の返納を受けたときは、市に届け出るとともに、補給した金額の割合分を返還していただきます。

★融資の申込については、取扱金融機関に直接お申し込みください。

- ・三菱UFJ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行 ・みずほ銀行 ・南都銀行 ・紀陽銀行
- ・三十三銀行 ・関西みらい銀行 ・きのくに信用金庫 ・商工組合中央金庫
- ・和歌山県信用農業協同組合連合会

★和歌山市中小企業融資制度の詳細については、和歌山市商工振興課までお問い合わせください。

★中小企業融資制度を含む和歌山市の企業支援情報については、和歌山市ホームページをご覧ください。 <https://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047>